

第22回大空町農業委員会総会議事録

令和7年3月27日 第22回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1 番 斎 藤 宏 幸	2 番 上 田 英 樹	3 番 渡 辺 誠
4 番 古 田 牧 子	5 番 児 山 高	6 番 渡 邊 恵 二
7 番 小 川 一 浩	8 番 福 田 英 信	9 番 福 田 重 幸
10 番 佐久間 仁	11 番 増 子 昭 雄	12 番 真 鍋 剛
13 番 佐々木 経 一	14 番 森 英 章	15 番 仲 西 政 克
16 番 高 橋 敬 義	17 番 長 尾 照 幸	18 番 追 分 敏 行
19 番 岡 本 シゲ子	20 番 遠 藤 哲 也	22 番 先 崎 教 之
24 番 石 田 正 俊		

(2) 欠席者

21 番 佐 野 一 義	23 番 丹 羽 真 治
--------------	--------------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹
主 事 中村 遥樹

主 査 戸井 裕之

主 事 仙石 陸

第 2 2 回大空町農業委員会総会議事録

午後 1 時 3 0 分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、それでは、ただ今から大空町農業委員会第 2 2 回総会を開催いたしたいと存じます。 会議日程 2、憲章朗読でございます。前文から朗読いたしたいと存じます、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、開催にあたりまして石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中またお寒い中、第 2 2 回大空町農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 まず初めに、3 月 2 1 日に内示がありまして、当農業委員会におきましても人事異動がありまして、支所の本荘主査、中村主事が本所住民課へ異動となりまして、支所には佐々木主事が配属されることとなりました。佐々木主事は初めてですので、東藻琴支所になります東藻琴の委員さんを中心に戸井さんとでいろいろ育ててあげてください。よろしくお願いいたします。 3 月に入りまして、暖かい日も多く雪解けも進んでいたところでしたが、1 7～1 8 日と吹雪になりまして積雪も増え、皆様におかれましては、重たい雪で除雪にもご苦労されたことと思います。 全町的には、玉葱、ビートの播種作業は終了したのではないかと思います。女満別地区におきましても、ビートプラントも終了し、馬鈴薯も貯蔵している種芋の出庫が始まっているところであります。長芋を作っている方は、長芋切りも始まって非常にお忙しいことと思います。 昨日今日と荒れた天気と寒さに見舞われていますが、天気が回復しましたら春に向けての準備も始まり、さらに忙しくなると思っております。 最後になりましたが、本年の作業が順調に進み、皆様が元気で豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げて、総会前の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	2 月 2 1 日開催の第 2 1 回総会後の活動状況報告について、お手元

	に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告説明)
石田会長	ただ今より、第22回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時37分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。
石川局長	ただいまの出席委員は、22名であります。 佐野委員、丹羽委員から欠席の旨、ご連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から、議案第4号まで計15件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、4番古田委員、5番児山委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和7年3月27日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、賃借地の売買案件でございます。図面につきましては賃借地の売買のため省略しております。 この件につきましては、農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますのでご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いしま

	す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、1 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当しないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号所有権移転関係2番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号所有権移転関係3番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては2ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
仙石主事	これより、所有権移転関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号所有権移転関係3番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第1号利用権設定関係1番朗読】 この案件につきましては、大空町の所有農地の契約期間満了による賃貸契約の更新であります。借主の変更がありましたので、新規案件となっております。 借主である福富草地利用組合は、農地所有適格化法人ではないので、組合との賃貸借が出来ないため、組合に加入している農業者9名との許可申請となっております。図面につきましては、3ページに掲載しておりますのでご確認ください。 この件につきましては、農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主の9名については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第２号「農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係１番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	議案第２号「農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１５条第４項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和７年３月２７日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第２号所有権移転関係１番朗読】 この案件につきましては、譲渡人の規模拡大に伴う新規案件となっております。１月１７日に第３地区農業委員によりあっせん会が行われてございます。図面につきましては４ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 なお、議案第２号に係ります（１）所有権移転関係、及び（２）利用権設定関係におきましては、全て農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合していることを確認しておりますので、事前にご説明申し上げます。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、農地更新の案件となっております。2 月 25 日に第 1 地区農業委員によりあっせん会が行われてございます。 図面につきましては更新案件のため省略しております。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 2 号利用権設定関係 2 番朗読】 この案件につきましては、農地更新の案件となっております。2 月 12 日に第 2 地区農業委員によりあっせん会が行われてございます。 図面につきましては更新案件のため省略しております。

	以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 2 号利用権設定関係 3 番朗読】 この案件につきましても、農地更新の案件となっており、2 月 1 2 日に第 2 地区農業委員によるあっせん会が行われてございます。 図面については更新案件のため省略しております。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 4 番朗読】 この案件につきましては、農地更新の案件となっております。1 2 月

	10日に第4地区農業委員によりあっせん会が行われております。図面につきましては、更新案件のため省略しております。以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係4番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係5番朗読】 この案件につきましても農地更新案件となっており、12月10日に第4地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては更新案件のため省略しております。以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係5番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 6 番朗読】 こちらの案件につきまして、貸主が少々複雑な状況となっておりますので、補足説明をさせていただきます。 貸主につきましては、〇〇氏・〇〇氏の親子で 2 分の 1 ずつ当該農地を所有しておりますが、現在、〇〇氏がお亡くなりになっており、〇〇氏の推定相続人として、〇〇氏を含みます計 4 名が相続人となっている状況でございます。 この案件につきましては、農地更新案件となっております。1 2 月 1 0 日に第 4 地区農業委員によりあっせん会が行われております。 図面につきましては更新案件のため省略をさせていただいております。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 6 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番から 3 番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和 7 年 3 月 2 7 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 3 号利用権設定関係 1 番から 3 番朗読】 この件につきましては、1 月の総会におきまして公社買入の議決を

	いただいている案件となっております。今後の買受け農家である〇〇氏への一時貸付けに係るものでございます。
仙石主事	2番3番の案件につきましても、1月の総会におきまして公社買入の議決をいただいている案件でございます。今後の買受け農家であります〇〇氏、〇〇氏への一時貸付けに係るものでございます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番から3番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係1番から3番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」第1の1の(1)の規定に基づき「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」審議を求める。令和7年3月27日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第4号別冊参考資料朗読】 説明は以上です。
石田会長	これより質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号令和７年度最適化活動の目標の設定等について」を採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第１号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第１号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成２０年農業委員会規則第１号）第１８条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和７年３月２７日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第１号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第１号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後２時１４分終了)